

選定審査結果の公表について

高浜市南部第2ふれあいプラザ
指定管理者
候補者選定結果

(平成28年1月15日)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項による公の施設の指定管理者の指定にあたり、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年高浜市条例第29号）第4条の規定に基づく高浜市指定管理者選定評価委員会を設置及び開催し、高浜市南部第2ふれあいプラザ（以下「南部第2プラザ」という。）の指定管理者の候補者を選定したので、その選定結果を公表します。

1. 経過

- 1) 平成27年12月21日 募集要項・仕様書の配布
- 2) 平成28年 1月 7日 特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会
より申請書提案書受領
- 3) 平成28年 1月15日 第2回指定管理者選定評価委員会開催

2. 指定管理者の公募

公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮したため、以下の理由により、「高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による特別の事情があるものとして、特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会に募集要項・仕様書を提示しました。

【理由】

特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会という地域住民等により構成された団体が管理運営を行うことにより、市民相互の連帯感と住民自治の向上を図るとともに、高齢者、障がい者、子どもたちをはじめすべての市民が地域における支え合いの下で、やすらぎと心の豊かさを日々実感できる地域共生社会の構築を目指す施設となりえること、また、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に資するなど社会教育の場としての機能も併せ持つ施設であるという、当該施設の設置目的を達成できると見込まれるため。

3. 選定方法

南部ふれあいプラザ指定管理者選定評価委員会において、南部第2ふれあいプラザに係る管理運営概要を説明し、現地踏査を行いました。

また、委員長他4名の委員で選定基準に基づく審査を行い、南部第2プラザの性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成し、質の高いサービスが提供可能か審査しました。なお、委員会開催当日に、特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会によるプレゼンテーション、質疑応答を行い、提案内容の審査を行いました。

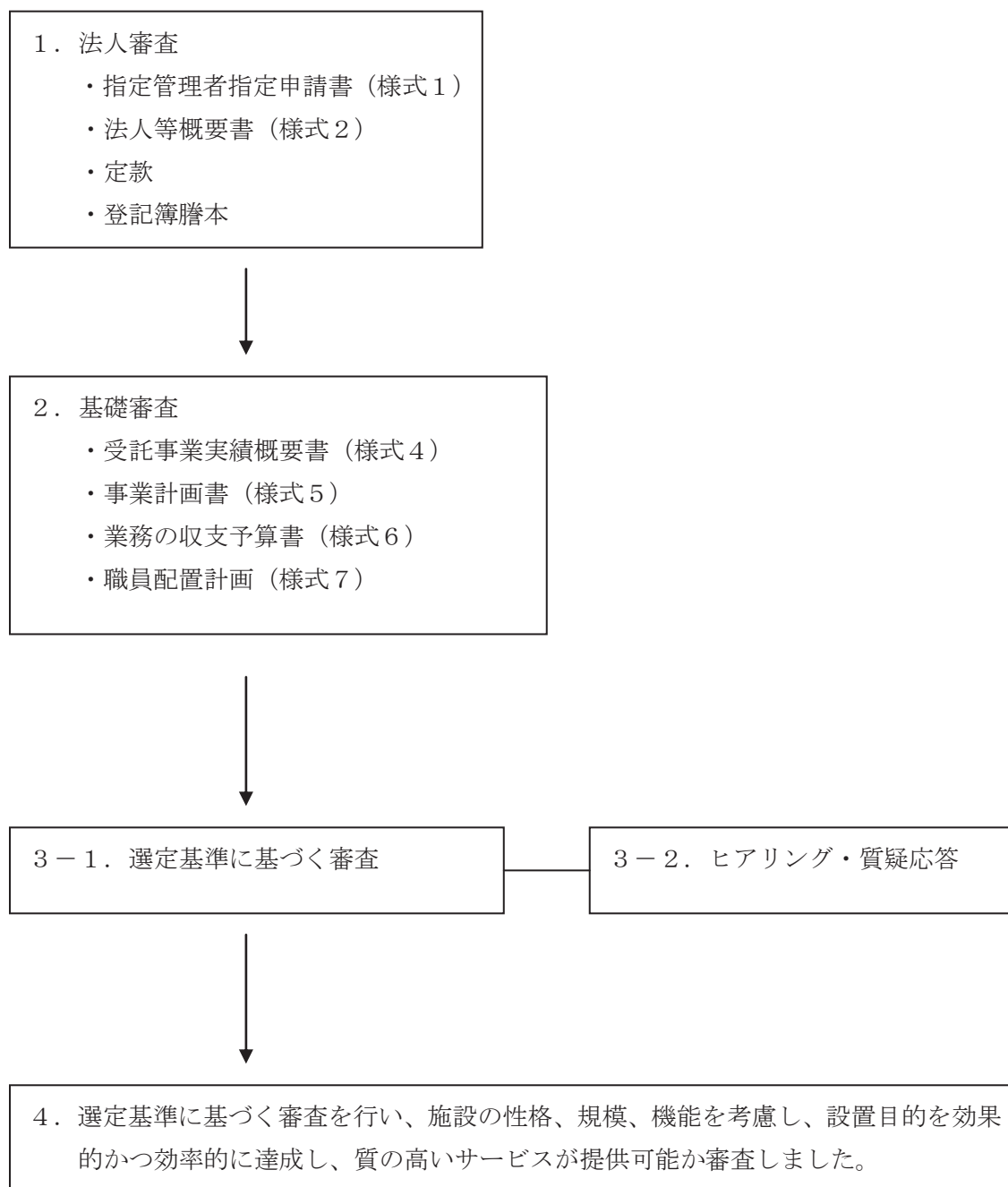
4. 高浜市南部第2ふれあいプラザ指定管理者選定候補者名

- 1) 法人名 特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会
- 2) 所在地 高浜市二池町一丁目8番地5
- 3) 主な経歴
 - ・法人設立年 平成17年11月25日
 - ・高浜南部公民館指定管理者 平成21年度～平成27年度
 - ・高浜南部ふれあいプラザ指定管理者 平成18年度～

5. 選定理由

審査基準に基づき、特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会の事業方針、施設管理方針等の選定基準項目により、提案内容について採点を行った結果、488点（500点満点）の評価が得られたため。

高浜市南部第2ふれあいプラザ管理運営事業提案書に対する審査について



高浜市南部第2ふれあいプラザ 指定管理者選定評価基準

項 目		配点
1. 運営方針について(25点×5名)		(25点)
1-①	南部第2ふれあいプラザの管理運営を行うにあたっての基本方針	
1-②	利用者の平等な利用の確保及び利便性の向上	
1-③	利用案内、広報活動など利用促進の工夫	
1-④	利用者の意見等を運営に反映させるしくみ等の整備	
2. 運営体制について(25点×5名)		(25点)
2-①	運営体制の基本となる考え方	
2-②	業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤	
2-③	業務ごとの人員配置と勤務体制	
2-④	職員の研修や指導監督等	
3. 事業計画について(20点×5名)		(20点)
3-①	貸館業務についての基本となる考え方及び提案内容について	
3-②	維持管理業務についての基本となる考え方及び提案内容について	
4. 収支予算について(20点×5名)		(20点)
4-①	管理に係る経費の節減	
4-②	収支予算の妥当性及び事業収支の妥当性	
5. その他(10点×5名)		(10点)
5-①	個人情報保護、守秘義務、情報公開、文書管理	
5-②	防犯・防災対策、安全（事故防止）対策	
5-③	環境対策への配慮	
5-④	地域への貢献、社会的弱者への配慮	
5-⑤	南部第2ふれあいプラザ従業員の雇用について	
合 計		100点

高浜市南部ふれあいプラザ指定管理者選定評価委員会名簿

(敬称略)

氏 名	委員区分	所属団体・機関等
丹羽 重則	専門的知識を有するもの	前 高浜市収入役
古橋 知美	専門的知識を有するもの	子育て・子育て支援推進協議会 委員
鈴木 啓悟	市民	元 呉竹町町内会会長
神谷 巧	市民	元 湯山町町内会長
神谷 坂敏	市職員	高浜市副市長

高浜市南部第2ふれあいプラザ 指定管理者選定評価結果

事業者名 特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会

項 目		配点
1. 運営方針について		25点×5名
1-①	南部第2ふれあいプラザの管理運営を行うにあたっての基本方針	
1-②	利用者の平等な利用の確保及び利便性の向上	
1-③	利用案内、広報活動など利用促進の工夫	
1-④	利用者の意見等を運営に反映させるしくみ等の整備	
小計 119点		
2. 運営体制について		25点×5名
2-①	運営体制の基本となる考え方	
2-②	業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤	
2-③	業務ごとの人員配置と勤務体制	
2-④	職員の研修や指導監督等	
小計 120点		
3. 事業計画について		20点×5名
3-①	貸館業務についての基本となる考え方及び提案内容について	
3-②	維持管理業務についての基本となる考え方及び提案内容について	
小計 99点		
4. 収支予算について		20点×5名
4-①	管理に係る経費の節減	
4-②	収支予算の妥当性及び事業収支の妥当性	
小計 100点		
5. その他		10点×5名
5-①	個人情報保護、守秘義務、情報公開、文書管理	
5-②	防犯・防災対策、安全（事故防止）対策	
5-③	環境対策への配慮	
5-④	地域への貢献、社会的弱者への配慮	
5-⑤	南部公民館従業員の雇用について	
小計 50点		
合計（500点満点）		488点

